**被扶養者を有する組合員の方へ**

被扶養者の認定における国内居住要件について

法律改正により、令和２年４月１日から被扶養者の認定要件に「**国内居住要件（日本国内に住所を有すること）**」が追加されました。

**被扶養者について国内居住要件を確認し、裏面を作成し提出してください。**

〇　ご自身の被扶養者が国内居住要件を満たしているかを確認してください。

　　　国内居住要件は、日本国内に住所を有するかどうかで判断し、住民票が日本国内にある者は、原則、国内居住要件を満たすこととなります。

　〇　ただし、国内に住民登録がある場合においても、日本国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者は被扶養者として認定できません。該当者は、至急、ビザの内容を確認してください。

〇　国内居住要件を満たしてない場合は、国内居住要件を欠いた日をもって認定取消又は令和２年４月１日に遡って認定取消となります。国内居住要件を満たさないことが判明した場合は速やかに取消申告の手続きを行ってください。

**被扶養者の国内居住要件**

**【 国内居住要件を満たす（認定できる）者 】**

　日本国内に住民票がある者　（次に該当する場合を除く）

**【 国内居住要件を満たさない（認定できない）者 】**

① 日本国内に住民票がない者

② 日本国内に住民票はあるが、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない者

③ 日本国籍を有しない者で、「医療滞在ビザ」または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で

　来日した者

**【 国内居住要件の例外 (認定できる)者】**

以下の者などは日本国内に住所を有しない場合でも、日本国内に生活の基礎があると認められます。

① 外国に一時的に留学をする学生

② 外国に赴任する組合員に同行する者

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（ビザに有効

　期限がある渡航、ワーキングホリデーなど）

　　④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められる者

⑤ ①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

・法律施行日以前から海外に在住している被扶養者についても、国内居住要件の例外に該当しない場合は、令和２年４月１日をもって取消手続を行う必要があります。令和２年４月以降に国内居住要件を満たさないことが判明した場合には、令和２年４月１日まで遡って取り消すこととなります。

※　国内居住要件を満たしていることが確認できない場合は、被扶養者の認定が取消しとなる場合もあるので注意してください。

【問い合わせ先】　公立学校共済組合福岡支部　給付係　Tel　092-643-3871　　　　　　　　　　　　　　　（表面）

**国内居住要件確認書**

公立学校共済組合福岡支部長　殿

所属所名

組合員番号

組合員氏名　 　 　　　　　　　　印

被扶養者全員について記入し、国内居住要件を満たしているかどうかを確認（🗹チェック）すること。国内居住要件の例外に該当する者は、例外該当事由を記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被扶養者氏名 | 続柄 | 国内居住要件について |
|  |  | □　満たしている  □　満たしていない　※　取消の手続を行うこと  □　例外に該当（該当事由：　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | □　満たしている  □　満たしていない　※　取消の手続を行うこと  □　例外に該当（該当事由：　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | □　満たしている  □　満たしていない　※　取消の手続を行うこと  □　例外に該当（該当事由：　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | □　満たしている  □　満たしていない　※　取消の手続を行うこと  □　例外に該当（該当事由：　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | □　満たしている  □　満たしていない　※　取消の手続を行うこと  □　例外に該当（該当事由：　　　　　　　　　　　　　） |

〇　所属所の共済事務担当へ提出すること。欄が不足する場合は、コピーし２枚提出すること。

　〇　国内居住要件を満たしていない者がいる場合は、至急、取消申告の手続きを行うこと。

　　〇　国内居住要件の例外に該当する者で、国内居住要件の例外に該当する旨の被扶養者記載事項変更届の手続きを行っていない場合は、速やかに手続きを行うこと。（参照：共済事務手引43～44頁）

〇　国内居住要件の例外該当事由は、表面【 国内居住要件の例外 (認定できる者)】で確認の上、内容を記入すること。

〇　住民票の提出は不要であること。

（裏面）